

江戸時代中期における「南泉一文字」の位置付けについて

安藤 香織

はじめに

- 一 先行研究にみる由緒伝来
- 二 家康から義直へ―駿府御分物再考―
- 三 秀忠と義直の贈答
- 四 延享年間の尾張家の刀剣管理と「南泉一文字」
- 五 「南泉一文字記」にみる「南泉一文字」の役割
おわりに

はじめに

「刀 無銘 一文字 名物 南泉一文字」⁽¹⁾（重要文化財、徳川美術館蔵。以下、「南泉一文字」と略称）は、鎌倉時代の備前国・一文字派により製作された刀剣で、江戸時代初期から尾張徳川家（以下、「尾張家」と略称）に伝来した。大磨上げにより無銘であるが、華やかな大房の丁子乱れの刃文に一文字派の特徴が良く示された名品として知られている。また尾張家伝来刀剣の中でも附

江戸時代中期における「南泉一文字」の位置付けについて

属品の多さは特記すべきで、「梨子地刻小サ刀拵」・「蠟色金轂小サ刀拵」・「金欄包刀拵」の拵三件や、尾張家で「名物」とされた「盲亀浮木図小柄」・「雪輪・四方剣鉄鐔 銘 残雪」などの刀装具、さらに収納のための二重箱や刀袋なども保存されている。

本稿では「南泉一文字」が尾張家においてどのような位置付け・評価にあったのか、特に江戸時代中期の八代宗勝（一七〇五―一六二）の時代に焦点を絞って考察する。この時代に注目するのは、宗勝が、二代光友以来、歴代当主の権威・権力の象徴とみなされ尊崇されていた「脇指 無銘 貞宗 名物 物吉貞宗」（重要文化財、徳川美術館蔵。以下、「物吉貞宗」と略称）⁽²⁾に加え、「南泉一文字」を家宝として推したためである。その理由を検討すること、で、「南泉一文字」に託されていた役割、ひいては大名家において名刀に求められていた役割の側面に迫ることができる。と考える。

以上の課題を検討するにあたり、前提として「南泉一文字」の由緒伝来・管理方法などを江戸時代以前から宗勝の時代に至るまで確認する。その際、やや煩雑になるが、副次的な課題にも言及しながら進めたい。従来

説を検証する内容にはなるが、それらの課題について「南泉一文字」を主軸に考察することにより、家康遺産「駿府御分物」の刀剣や、江戸時代中期の大名家における刀剣をとりまく環境の変化といった論点に、いま一歩踏み込むことができるのではないかと思うからである。⁽³⁾

一 先行研究にみる由緒伝来

「南泉一文字」の伝来については、これまで様々な論文・書籍で紹介されているが、中でも昭和三十五年（一九六〇）の近藤周平・吉川賢太郎両氏による『黎明会名刀図録』⁽⁴⁾に記された作品解説は早期の著述であろう。『享保名物帳』・「光徳刀絵図（光徳押形）」⁽⁵⁾などの本阿弥家関係の史料や、「南泉一文字記」（徳川美術館蔵）などの尾張家の記録から、足利將軍家が所持していた時期に猫を斬ったこと⁽⁶⁾があり、径山寺僧・南泉普願（七四八〜八三五）の故事に因んで「南泉」と名物名がついたこと、豊臣秀頼の秘藏刀であったが、慶長十六年（一六一一）に二条城へ出向いた秀頼から徳川家康へ贈られたこと、尾張家初代義直（一六〇〇〜五〇）に伝わった後に二代將軍秀忠へ献上され、再び秀忠から義直へ贈られたことを紹介している。さらに、同家四代吉通に仕えた近松茂矩が故事旧聞を書き記した随筆『昔咄』（元文三年（一七三三）序）の中から、義直が「南泉一文字」にて試し切りをさせたエピソードを紹介し、同家二代光友・三代綱誠と継承されたこと、後に「南泉一文字記」が撰文され、十六代義宜も指料としたことが述べられている。

平成五年（一九九三）の福永醉剣氏による『日本刀大百科事典』⁽⁷⁾の解説では、近藤・吉川著書と概ね同様の内容が述べられているが、新たに豊臣家

所藏刀剣の記録「豊臣家御腰物帳」を根拠に豊臣秀吉の所持刀であったことが指摘された。また「銘鏡」（東京・刀剣博物館蔵）の記事をもとに「延享三年⁽⁸⁾には、城下の研師・竹屋九右衛門にこれを研がせた」と付け加えられている。

現在、「南泉一文字」の由緒・伝来はこの二稿の内容を踏まえて著述されることが多く、各史料の内容からしても妥当な解釈と判断される事項がほとんどである。しかしながら、「南泉一文字」が家康から義直へ至るまでの経緯には、検討するべき点も残されている。改めてこの部分を詳しく見ていきたい。

二 家康から義直へ——駿府御分物再考——

先行研究で述べられた「南泉一文字」が家康の所持刀であり、その後、義直の所持となったことは、次の二つの記録から証される。

・「駿府御分物刀剣元帳」⁽⁸⁾（茨城・徳川ミュージアム蔵。以下、「刀剣元帳」と略称）
「刀剣元帳」は家康の遺産を記した水戸徳川家（以下、「水戸家」と略称）本「駿府御分物御道具帳」の一部として伝来した。家康歿後間もない元和二年（一六二六）十一月二十六日の奥付があり、駿府勘定奉行・松平正綱が駿府城に所在した刀剣を検分し、御三家への分与予定を記して、駿府在住の水戸家附家老・中山信吉へ引き渡した際の帳とみなされている。⁽⁹⁾この帳のうち、最上級に格付けられた「上々御腰物」に、「一、なんせん一文字秀頼分」と記録されている。

・「御腰物御脇指帳 元 慶安四卯三月」(徳川美術館蔵(武器古帳14)。以下、「慶安四年御腰物帳」と略称)

義直の歿後、翌慶安四年(一六五二)三月二十六日に、二代光友へ遺産である刀剣が引き渡された際の目録である。義直の指料が含まれていること、そして名古屋城天守所在の刀剣の引き渡し目録「御殿守ニ有之 御腰物御脇指帳 元 慶安四卯三月廿六日」(徳川美術館蔵(武器古帳19))が「慶安四年御腰物帳」と同時に作られていることから、¹⁰⁾「慶安四年御腰物帳」には当主の指料や贈答などに供するための刀剣、または尾張家の重要刀剣など、いずれかの用途にて、利用中ないし利用の可能性がある品々が記されていると推定される。「南泉一文字」は「御腰物」部に「一、同断^(御指料) 南泉一文字 御少刀拵(後略)」とある。

以上二つの史料から、「南泉一文字」は家康が所持した最上級の品であったこと、そして義直の指料として用いられており、光友へ継承されたことがわかる。しかし、これだけをもって「南泉一文字」が家康の遺産として直接義直へ譲られたと即断できるわけではない。というのは、「刀剣元帳」には分与予定先として御三家(尾張・駿府・水戸)のいずれかが示されるが、「南泉一文字」を含む「上々御腰物」や、それに続く「上々御脇指」にはその表示がない。奥付に「三所之書付無御座候分者、長持壹つ三人、御天主三預け置申候」とあるように、これらは御三家に分与される品とは別に、駿府城の天守に預け置かれる予定であったことがわかる。

徳川義宣氏は、この駿府城に預け置かれた刀剣は超一級品として二代將軍徳川秀忠に受け継がれたと解釈しており、この説に従えば、「南泉一文字」は家康から少なくとも秀忠を経由して義直へ伝来していることにな

江戸時代中期における「南泉一文字」の位置付けについて

る。しかし、「刀剣元帳」が水戸家附家老に宛てて記されていることや、家康歿後の駿府城は当時の駿府城主・徳川頼宣(後の紀伊徳川家初代)により管理されていたと推察されること、さらに遺産は悉く御三家に分けよと秀忠が林羅山に命じたこと⁽¹²⁾を考え合わせると、駿府城に預け置かれたということが即ち秀忠に受け継がれたことを意味するとは考え難い。むしろ、家康遺産の刀剣であり、かつ最も格式高い品々であるからこそ、何らかの判断が待たれ、まずは天守に預け置かれたのではないだろうか。ここで思い起こされるのは、駿河文庫の膨大な書籍を分割するために江戸から羅山が遣わされ、元和二年十一月までの間に実際に御三家へ分与を行ったことである。刀剣の場合にも、刀剣に精通した人材による適切な判断が待たれた可能性が挙げられる。

では、駿府城預け置きとされた刀剣は、いつ御三家に分与されたのだろうか。これらの刀剣のうち、最も早く贈答の記録が確認できるのは「太鼓鐘貞宗」(重要文化財、東京・刀剣博物館蔵)である。本阿弥家の鑑定記録「本阿弥家留帳」⁽¹³⁾によると、元和三年四月四日に遠江宰相こと徳川頼宣から將軍家へ献上されている。従って「太鼓鐘貞宗」は、駿府城預け置きとされた元和二年十一月二十六日からさほど時期を隔てずに、頼宣の元へ渡ったことになる。従って他の預け置きとされた刀剣についても、この時期までには尾張・駿府・水戸のいずれかに分けられたと考えるのが妥当だろう。ただし、実際の受け取り時期については異同があった可能性もある。尾張家の駿府御分物の受け取り時期について確認すると、元和二年十一月二十三日から複数回にわたって受け取られ、大半が同四年十一月一日に受領されている⁽¹⁴⁾。駿府在住の頼房が、水戸家分の大半を元和二年十一月二十五日に受け取っていることからすれば、名古屋への移動を伴うために

江戸時代中期における「南泉一文字」の位置付けについて

段階的な対処がとられたことは疑いない。従って、「南泉一文字」を含む駿府城預け置ききの刀剣については、秀忠に渡ることなく元和二年十一月二十六日から翌年四月四日までの間に分与先の決定がなされ、その後、実際に義直の手元に渡ったのは元和四年十一月一日を下限とする、いずれかの時期と絞り込める。

三 秀忠と義直の贈答

前章にて、家康所持となった「南泉一文字」が駿府御分物として義直へ分与されたことを述べた。その後、近藤・吉川両氏の紹介したとおり、「南泉一文字」は義直から秀忠へ献上され、再び義直へ下賜されたことが、『享保名物帳』に記載されている。このことについても触れておきたい。

『享保名物帳』は、八代將軍徳川吉宗の命により、享保年間（二七―六〇）に本阿弥家が家蔵の史料をもとに製作したとされており、多数の写本が現存している。⁽¹⁶⁾ このうち江戸時代中期頃までの成立とみられる諸本では、「南泉一文字」について、昔この刀で猫を斬ったことがあり「南泉」と名付けられたという命名に関わる由緒のみが語られる。⁽¹⁷⁾ これに対し、義直・秀忠間の贈答について記されるのが、江戸時代末期成立の諸本である。そこには命名の由緒に加え、慶長十六年（一六二一）三月二十八日に二条城を訪問した秀頼から家康に贈られ、その後義直へ伝えられ、義直から秀忠に献上され、さらに義直が拝領したことが記されている。⁽¹⁸⁾ この江戸時代末期成立の諸本は、本阿弥光山系の人物周辺において、名物帳の内容が再検証され成立したと考えられており、⁽¹⁹⁾ 従って義直・秀忠間の贈答の情報が、本阿弥家内に伝わっていたことになる。実際、本阿弥家の史料のうち、こ

れを示す内容が含まれる「本阿弥光瑳名物刀記」⁽²⁰⁾ を次に紹介したい。

四

「本阿弥光瑳名物刀記」は、將軍家・御三家をはじめとする所有者ごとの名物刀剣を列記した冊子で、宝永二年（一七〇五）の奥書により、加賀前田家三代利常（一五九四―一六五八）の命によって本阿弥光瑳（二五七八―一六三七）が提出した記録の写しとわかる。所蔵者の官位表記が特定の時期に統一されていないことから、元和九年（一六三三）に本阿弥光悦の跡を継いだ光瑳が、家伝書や自らの見聞により把握していた元和・寛永期の名物刀剣の所在を集成して記した史料と推定できる。この史料中、將軍家の「御物」として、「南泉一文字」が挙げられている。本史料の性質から時期の特定は難しいものの、光瑳の歿年である寛永十四年（一六三七）を下限として、「南泉一文字」が將軍家に所有されていた時期があったと解釈できる。すなわち「南泉一文字」は義直から秀忠、もしくは三代將軍家光へ渡ったことになり、『享保名物帳』の記事そのままではないにせよ贈答に用いられたことの傍証となるのである。

尾張家の記録によつてこの贈答の虚実を実証することはできないが、⁽²¹⁾ 先に見た「太鼓鐘貞宗」のみならず、駿府城に預け置かれた刀剣のうち「御賀丸久国」・「会津正宗」（御物）・「大左文字」（徳川美術館蔵）・「金森正宗」（個人蔵）・「清水藤四郎」・「浮田志津」（皇居三の丸尚蔵館蔵）といった名物刀剣は義直の手に渡り、元和九年から寛永初年にかけて義直から秀忠・家光への献上に用いられている。⁽²²⁾ 当時の武家社会において、名物刀剣が高い価値を有する財産であり、権力の象徴でもあったことからすれば、⁽²³⁾ 家康の遺産刀剣のうち最上級に位置付けられた「南泉一文字」についても、將軍家・尾張家間での献上・下賜に相応しい刀剣として贈答に用いられた可能性が十分に考えられる。今後、更なる史料発見が俟たれる。

四 延享年間の尾張家の刀剣管理と「南泉一文字」

これまでに見たとおり、「南泉一文字」は義直の所有となり、その歿後、光友へ遺産として譲られた。その後、尾張家で受け継がれていく過程は近藤・吉川両氏が述べられたとおりである。またその論拠となる史料として、「南泉一文字」の記載された尾張家の道具帳「御腰物御脇指帳 元帳 中将様御道具 慶安五年辰八月日」(徳川美術館蔵〈武器古帳13〉・「御腰物元帳」(徳川美術館蔵〈武器旧原簿1〉。文政七年(一八二四)頃成立。以下、「文政元帳」と呼称)・「御腰物元帳」(徳川美術館蔵〈武器原簿1〉。明治五年(一八七二)成立)の翻刻も、佐藤豊三氏により紹介されている。⁽²⁴⁾こうした諸道具を管理するための道具帳は、尾張家中における道具の利用や取り扱いに関わる最も重要な史料となる。しかし、現存する尾張家の刀剣管理の基本的な道具帳のうち、本稿の主眼である、江戸時代中期における唯一の大部の道具帳「御腰物御脇指帳」(徳川美術館蔵〈武器古帳22〉。以下、「延享元帳」と呼称)に、「南泉一文字」の記録が見当たらないことは疑問である。この点を次に検討していきたい。

「延享元帳」二冊は、元文四年(一七三九)に八代宗勝が尾張家を相続して数年のうちに成立した道具帳で、追記のある延享二年(一七四五)まで使用されたと考えられる。刀剣を由緒ごとに分類する点に特徴があり、將軍からの拝領刀や駿府御分物など由緒ある刀剣から大多数の由緒不明の品々に至るまで記載されている。⁽²⁵⁾この記載方法や、「延享元帳」が後の「文政元帳」の前身にあたることなどから、筆者はこれまで「延享元帳」は尾張家の刀剣を網羅的に掲載していると捉えていた。しかし子細に確認すると、

尾張家の所蔵刀剣全てが記載された「文政元帳」六冊と比べて掲載刀剣数が少なく、個を識別しやすい名物刀剣に注目しても、「南泉一文字」のほか、当時尾張家に所在したはずの「吉見左文字」・「鳥養国俊」(重要美術品・「松浦信国」、また大坂落城の際に火を被った「大坂焼物」と呼ばれる「海老名小鍛冶」・「若江十河正宗」・「大坂長銘正宗」(いずれも徳川美術館蔵)が掲載されていない。つまり、「延享元帳」は尾張家が所持していた刀剣のうち、特定の部分のみを記載した帳面であると推察できるのである。

この掲載部分の性質を絞り込むため、刀剣管理法の詳細がわかる江戸時代後期の状況に視点を移したい。「文政元帳」と同時期の刀剣管理法を記した「御腰物御小道具根極」(徳川美術館蔵〈武器古帳35〉。文政五年成立)によると、刀剣は基本的に名古屋の御腰物方が管理し、当主の指料になる場合には当主の側へ取り寄せられて御用人の管轄になり、不要となった場合には名古屋の御腰物方の管理に戻すとある。ただし江戸で不要になった場合には、家宝である「御大切御道具」を除き、江戸で管理されることになっていた。つまりこの時期の尾張家では、名古屋・江戸・当主御側という三ヶ所で刀剣を管理していたことがわかる。この管理体制がいつ頃成立したか明確にはわからないが、「文政元帳」の「仁」御大切・「義」・「礼」・「智」・「信」による用途別の分類法は、「延享元帳」にまで遡る。⁽²⁶⁾「延享元帳」冒頭には、延享二年十二月に新たな分類による仕分けをしたという書付があり、これに対応して、各刀剣の項目には「御大切」・「義」・「礼」・「智」・「信」のいずれかが示されている。分類方法と管理体制が表裏の関係にあることからすれば、この新分類の成立した延享年間頃には、システム化の精度はともかく、三ヶ所での刀剣管理の体制が整備されていた可能性は高いだろう。

再び「延享元帳」に戻り、名古屋・江戸・当主御側のうちいずれで管理されていた刀剣が記されているのか、冒頭の書付の筆者から紐解いていきたい。書付の筆者は、大道寺新右衛門（重石、生年未詳・一七五五）・小尾善左衛門（正要、一六九九―一七六一）の二名である。尾張藩士の系譜をまとめた『士林浜廻』・『稿本藩士名寄』（名古屋市蓬左文庫蔵）によれば、この時期、新右衛門は呉服方御納戸、善左衛門は呉服細物方御納戸に任じられている。特に善左衛門は寛保四年（一七四四）に御腰物御用を兼ねるよう申し渡されており、延享三年二月二十八日には「去秋分御腰物調相勤、御腰物ハ勿論御小道具ニ至迄細心付帳面等委仕立、至極出精相勤候付為御褒美銀式枚被下置」とあるように、延享二年秋から刀剣類の取り調べを行い、帳面も詳しく仕立てたことにより褒美を頂戴している。これはまさに「延享元帳」に記された新分類の仕分けと、それに基づく新分類の道具帳（現存せず。この後継が「文政元帳」編纂のことと推定できる。この一連の刀剣管理法の刷新は、宗勝が延享二年四月から翌年三月まで尾張に帰国していたことからして、名古屋で行われたと判断できる。よって、「延享元帳」には名古屋の保管品が記録されたと考えられる。

一方、「延享元帳」に記されない大坂焼物の三振については、「延享元帳」と同じ装丁・紙質で同時代に編纂されたとみられる道具帳「御天守御腰物元帳」（徳川美術館蔵〈武器旧原簿2〉）に、該当する記載がある。記録された刀剣の半数ほどは「疵物」と記されることから、大坂焼物を含めて指料や贈答に適さない品々、つまり使用する見通しのない品が名古屋城天守で保管されていたと考えられる。翻って、「延享元帳」には名古屋の保管品の中でも使用可能な刀剣が記載されていると結論付けられる。

以上の名古屋保管の品々に対し、「南泉一文字」・「吉見左文字」・「鳥養

国俊」・「松浦信国」については、先に確認した江戸時代後期の管理法に照らし合わせれば、当主の指料やその控えとして当主御側で管理されていた品々であったと推察される。そうであれば「延享元帳」に記載されなかった理由についても、名古屋の刀剣管理部署では関知し難かったためと説明が付く。⁽²⁸⁾ 当主御側の刀剣についての具体的な取り扱い実態は、史料に乏しく明確になっていないが、ここでは「南泉一文字」の研ぎについて記された「銘鏡」が手掛かりになる。「銘鏡」には、名古屋の研師・竹屋家六代九右衛門道由と子である七代九右衛門道寿の二人が、延享三年正月に「南泉一文字」を研いだとある。⁽²⁹⁾ 先に述べたように、この時期は宗勝が尾張に帰国していた。従って、宗勝は延享二年の帰国の折に御側で管理されていた「南泉一文字」を携えて国許に入り、尾張在住の研師に手入れを命じたと理解できる。

これまでみてきたように、宗勝は延享二年秋から年末にかけて、新分類による道具帳再編を命じた。この新分類が門外不出の重要刀剣や、贈答に使用可能な刀剣、指料に適切な刀剣など利用目的に即した分類方法であることからすれば、再編の目的は、尾張家の権威・由緒を示す重要刀剣は保存しながら、その他の刀剣を効率的に贈答や指料に「活用」することにあると考えられる。時を同じくして「南泉一文字」を研がせたことについても、明確な目的は未詳であるものの、同じく宗勝の抱く「活用」の意識が働いていることは想像に難くない。この後、宗勝が「南泉一文字」を「物吉貞宗」と並ぶ重宝に位置付けようとしたことからすれば、それを見越した手入れと捉えるのが妥当であろう。⁽³⁰⁾

五 「南泉一文字記」にみる「南泉一文字」の役割

宗勝は、「南泉一文字」を延享三年（一七四六）に手入れし、その後、由緒書「南泉一文字記」を編纂させた。この章では「南泉一文字記」を紐解き、尾張家の中で「南泉一文字」に求められていた役割を検討したい。

「南泉一文字記」の成立過程については、「物吉貞宗」附属文書から大方判明している。^③ 附属文書によれば、「物吉貞宗」・「南泉一文字」二振の記録「記文」を各刀剣に添え置くという宗勝の命を受け、御小納戸頭取・関又右衛門（生年未詳一七二五一五八一歿年未詳）が主導して進めていたようである。しかし、又右衛門が病となり記文編纂は遅滞したとみえ、宝暦七年（一七五六）に代わって御小納戸頭取となった吉田主水（嘉亨、一七二一―八二）に宛てて、記文の書の手本を任じられた久野彦八郎（俊明、一六九三―一七六五）から、その状況を弁明する書状が記文案とともに送られている。この書状が送られたのは宝暦七年からそう遠くない時期と思われる、遅くともそれ以前に記文案は完成していたことになる。しかしその後、予定されていた宗勝自身による清書はされなかったのか現存しておらず、彦八郎の送った記文案、すなわち「物吉記」・「南泉一文字記」のみが関連文書とともに遺され、現在に至っている。

「南泉一文字記」の内容は次のとおりである。

南泉一文字記

研上無銘刺刀長式尺參分餘号南泉一

文字刀相伝室町家在軍府之日命工礪之

挂壁之際有一猫兒跳而触刃断為兩段驚

江戸時代中期における「南泉一文字」の位置付けについて

異以為神物乃号南泉蓋取之普願禪師斬
猫之話云一文字者後鳥羽朝刀工之称也

嚮慶長辛亥春故内府（秀頼）豊臣公会

東照宮于洛来献物刀亦在献中

命藏諸駿州秘府

台廟纂統秘府之藏尽頒錫於宗室以故刀

又歸於我

高祖敬侯（宗徳）伝至于予

内容を詳しく見ていくと、はじめに「南泉一文字」の刀剣としての特徴が述べられている。続いて名物名の解説として、足利將軍家が代々伝えており、手入れの際に壁に立てかけたところ子猫が跳んで刃に触れた途端体が真二つに切断されてしまったため神妙不可思議な物として「南泉」と号されたこと、それは中国唐時代の禪僧・南泉普願が猫を斬ったという故事を採用したのだからことが述べられる。そして「一文字」とは後鳥羽天皇時代の刀工の通称であることが解説される。次の段落からは由緒伝来が語られており、慶長十六年（一六一）春、秀頼が家康と京都に会した際、秀頼が献上した品の中にこの刀も含まれていたこと、家康の命により駿府の蔵に収められ、秀忠が跡を継ぐと、蔵に収めてあるものは悉く將軍家から御三家へ分配されたこと、それゆえこの刀も先祖義直の所有に帰し、伝来して宗勝へ至ったことが記される。

後半の伝来に関わる内容は、第一章で確認・検討した南泉一文字の伝来経緯をなぞるものである。一方、前半の名物名の解説部分に関して、『享保名物帳』や『昔咄』では、内容に異同があるものの猫を斬ったことや僧・南泉について述べられるが、足利將軍家の所蔵刀であったことは記さ

れていない。この足利將軍家に関わる伝承について、「物吉貞宗」附属文書のうち「玉置卜之書状」から検討したい。

「玉置卜之書状」は、幼い頃から光友の側近くに仕え、光友隠居後は家老も務めた側近・玉置市正（卜之、一六六八歿年未詳）が彦八郎に宛てた書状である。先に紹介した彦八郎から主水への弁明の書状には、記文の編纂過程で、宗勝より、市正に内容を問い合わせるよう指示があったことが示されている。「玉置卜之書状」はその際の彦八郎の問い合わせに答える内容で、「南泉一文字」の由緒については、いつのことかはわからないが、身を鞘から抜いて取り扱っていた時、やって来た猫が不思議なことに自ずと切れたことから、南泉普願が猫を切った故事に因んで命名されたこと、名刀であることは承知しているが、それ以上はわからないことを述べている。⁽³²⁾この内容は概ね「南泉一文字記」と同一であるが、足利將軍家のことは記されていない。重要な由緒にもかかわらず、市正が全く触れていないのは大いに疑問である。

この状況と類似するのが「物吉記」の記述である。拙稿において、「物吉貞宗」は家康が三河で戦闘が起こった時に必ず携帯して常に勝利を得たことから「物吉」と名物名が付けられたといい、また、家康側室で義直の実母である亀から義直へ伝えられたという「物吉記」の記述に対しては、「玉置卜之書状」にはそうした記載がないことをすでに指摘した。⁽³³⁾改めて検証すると、「物吉貞宗」は秀吉の所持刀で慶長六年に秀頼から家康へ進上された貞宗刀と同一である可能性が高く、⁽³⁴⁾三河での戦闘に携帯したという部分については「物吉記」独自の解釈と捉えるべきと考える。亀からもたらされたという部分については否定できないが、現段階では他の史料にて確認できず、より慎重に検討を進めるべき点と考える。以上の「物吉記」

の状況に鑑みれば、「南泉一文字記」に記される足利將軍家の由緒についても、否定はできないものの、記文編纂時に独自に付された可能性が高い。

事実か否かに限らず、尾張家公式の記文に掲げられたこれらの由緒には、宗勝の意向が少なからず反映されているはずである。その意図は何だったのか考えてみたい。両記文の結びに注目すると、義直に伝えられ、そこから「予」すなわち宗勝にまで伝わったとそれぞれ記されている。そこから遡る部分として、「物吉貞宗」については義直の母・亀を経由して父・家康に至る、東照神君からの血筋、すなわち徳川一門としての正統性が語られる。一方、「南泉一文字」は義直の兄・秀忠から父・家康に至り、さらに豊臣家を経由して足利將軍家にまで遡っており、為政者としての正統性が語られる。尾張家の家宝として光友以来、着実に権威が高められ、宗勝が家督相続をした際には既に家宝の筆頭であった「物吉貞宗」に加え、もう一つの家宝として「南泉一文字」が選ばれた理由は、足利將軍家を引き継ぐ為政者としての系譜を語ることが必要だったからではないだろうか。宗勝は「物吉貞宗」および「南泉一文字」を自らと結びつけることで、徳川一門であり、なお且つ天下人に連なる系譜にあるという為政者としての正統性を堅固にし、尾張家当主としての権威を高めようとしていたと考えられる。

こう考えた場合、足利將軍家や、秀頼・秀吉、そして家康所持の由緒を持つ刀剣は他にも存在し、「南泉一文字」が選ばれた必然性が問われるかもしれない。「海老名小鍛冶」については、近藤・吉川両氏により足利將軍家伝来品と推定されているが、⁽³⁵⁾『享保名物帳』や尾張家の記録に足利將軍家の由緒は記載されておらず、江戸時代においてはそのように認識されていなかったと考えられる。そもそも「海老名小鍛冶」は大坂焼物であ

り、江戸時代中期の尾張家では使用の見通しがない品として天守に保管されていたのは先に述べたとおりである。家宝に推されることはまずないだろう。また、先述のとおり「物吉貞宗」も秀吉所持刀であるが、尾張家では江戸時代を通じて豊臣家伝来の品であることは語られておらず、「海老名小鍛冶」と同様、江戸時代にはそのように認識されていなかったと考えられる。これらに対し、「南泉一文字」は豊臣家が蔵した頃から一貫して「南泉」の名で呼ばれており、秀頼が家康に進上した品と容易に同定が可能であったろう。尊崇すべき家康が所持した最上級の刀剣であることが明らかで、かつ天下の名刀を多数所持した豊臣家伝来品である「南泉一文字」は、正統な為政者である足利將軍家を無理なく結びつけることができる無二の品として、家宝に推されたと考えられるのである。

おわりに

「南泉一文字」について、その伝来と尾張家における位置付けを関連史料から確認・検討し、江戸時代中期に宗勝が「物吉貞宗」と並ぶ家宝に推した意図を考察してきた。

はじめに「南泉一文字」は秀吉が所蔵し、秀頼から家康へ贈られ、家康歿後は駿府城に預け置かれ、その後、義直の遺物として光友へ譲られたことを確認した。そして家康から義直までの「南泉一文字」伝来経緯について、駿府城預け置きとなった刀剣が秀忠に譲られたとする解釈の再検討を試み、駿府城預け置ききの刀剣が秀忠に継承されることなく、元和二年十一月二十六日から翌年四月四日までの間に分与先の決定がなされ、その後、「南泉一文字」を含む尾張家分については元和四年十一月一日を下限とす

るいずれかの時期に実際に義直の手元に渡ったと推定した。

「南泉一文字」は光友以降も尾張家にて継承されるが、本稿の主題となる江戸時代中期における大部の道具帳「延享元帳」に記載はない。このことを起点として、江戸時代後期の道具帳と管理法を参照して検討した結果、「延享元帳」には名古屋保管の利用可能な刀剣が記載されており、そこに記されない「南泉一文字」は当主の指料やその控えとして当主御側で管理されていたと推定でき、延享二年の宗勝帰国に伴い名古屋にもたらされ、宗勝在国中に名古屋の研師・竹屋によって手入れがなされたことを述べた。

宗勝が編纂させた「南泉一文字記」については、足利將軍家蔵の伝承が記文編纂時に意図的に付加された可能性があったと上で、徳川一門としての正統性が語られる「物吉記」に対し、「南泉一文字記」では足利將軍家に連なる為政者としての正統性が語られることを指摘した。すなわち、「南泉一文字」は東照神君が所持した最上級の刀剣であり、かつ天下の名刀を多数所持した豊臣家から譲られた品であることが明確であるために数ある刀剣の中から選ばれ、足利將軍家の由緒を結びつけられて、家宝に推されたことを述べた。「南泉一文字」には宗勝と足利將軍家を繋ぐ役割が求められていたのであり、宗勝は名刀を利用し、家康や足利將軍家の威を借りて自らの権威や求心力を高めようとしていたと結論付けた。

宗勝による記文編纂は案の撰文までに留まり、「南泉一文字」はこの段階では当主御側で管理されていたと考えられるものの、その後は「文政元帳」の「仁(御大切)」部に記録されるように尾張家の多数の重要刀剣のうちの一振とされ、幕末まで大きな変化はなかった。しかしこの記文は、尾張家当主が主導したはじめての公式な由緒であり、写本が「物吉貞宗」と

共に保管されるなど、後世に至るまで重視されたことは拙稿にてすでに指摘したとおりである。⁽³⁶⁾そのことは、「南泉一文字」の附属品として現存する多数の品々にも示されている。⁽³⁷⁾はじめに示した拵三点のうち、「梨子地刻小サ刀拵」は義直所持、「蠟色金霰小サ刀拵」は光友所持の品と推定されており、江戸時代においては必要に応じて分解・再利用されることが多かった拵が、一式に組まれた状態で保存されていることは珍しい。また、刀装具のうち、「盲亀浮木図小柄」は記文編纂の時期に「南泉一文字」の附属品とみなされていた品で、「雪輪・四方剣鉄鐔 銘 残雪」は「享保名物帳」の異本で本阿弥光蘇（生年未詳）一八〇三が成立に関わったとされる「刀剣名物記」（愛知・西尾市岩瀬文庫蔵）に「南泉一文字」の拵から外された鐔として記載される品であり、⁽⁴⁰⁾いずれも尾張家の明治時代の道具帳に「名物」と記される。このように刀剣の附属品が後に「名物」とされることも尾張家では希少な例で、単に「南泉一文字」が義直以来、当主・嫡子の指料となったことだけでは説明がつかない。より詳細な検証が必要となるが、「南泉一文字」がもとより有していた由緒に加え、江戸時代中期に足利將軍家とも結びつけられて家宝に推されたことが、江戸時代はもとより幕末・明治期の蔵品整理も経てなお多数の附属品を遺す結果を生んだと考えられる。

「南泉一文字」に関わる論点は多く、本稿では推察に留まった点や課題も残している。これらについては、引き続き大名家と刀剣の関わりについて考察するなかで、稿を改めて論じたい。

註

- (1) 刀剣そのものの特徴や付属品については、以下を参照のこと。
・徳川美術館編『新版徳川美術館蔵品抄③ 刀剣・刀装具』（徳川美術館、一九九八年）。
- (2) 徳川美術館編『徳川美術館所蔵 刀剣・刀装具』（徳川美術館、二〇一八年）。
・徳川美術館編『名物―由緒正しき宝物―』（徳川美術館、二〇二三年）。
- (3) 拙稿「物吉貞宗」の継承と権威化（『金鯢叢書』四九、徳川黎明会、二〇二一年）。
- (4) 以下、本稿では煩雑に陥ることを避けるため、名物刀剣など固有の名がある刀剣の場合には、初出から名物名のみを記載し、所蔵者のわかる場合には附記する。また、史料を翻刻して引用する場合、適宜、筆者が読点を入れる。
- (5) 近藤周平・吉川賢太郎編『黎明会名刀図録』（日本刀剣保存会本部、一九六〇年）。
- (6) 「光徳刀絵図」は、秀吉歿後に豊臣家の刀剣を管理していたとみられる本阿弥家九代光徳（一五五四―一六一九）が、豊臣家所蔵刀を中核に作成した図巻とされ、複数の伝本がある。このうち埋忠本は毛利輝元の所持した刀絵図を元和元年（一六一五）に埋忠寿斎が転写した写本であるが、原本成立は慶長五年（一六〇〇）頃とされている。この埋忠本の中に、「南泉一文字」と特徴の合致する図があり、「御物 ないせん 長サ二尺二分 一もんし」と墨書が添えられている。「ないせん」については、近藤・吉川両氏をはじめとする諸先学の指摘のとおり、「なんせん」の誤記とするのが妥当と考える。
- (7) 名物としての固有の名について、史料・論文などにより「異名」「号」などと称されることがあるが、本稿では便宜上、統一して「名物名」と記載する。
- (8) 福永醇剣『日本刀大百科事典』四（雄山閣出版、一九九三年）。
- (9) 徳川美術館編『駿府御分物刀剣と戦国武将画像』（徳川美術館、一九七四年）に影印が収録されている。
- (10) 徳川義宣「水戸家本「駿府御分物刀剣元帳」について」（前掲註（8）所収）。
両帳面とも、刀剣を管理していた御腰物奉行らに刀剣を預ける旨の奥書がある。なお、御腰物奉行は享保年間まで任命が確認できるが、その後、刀剣管理

は御納戸役へ統合された〔名古屋市史 政治編第二〕名古屋市役所、一九六八年。初版一九一五年。

(11) 前掲註(9) 徳川論文。

(12) 「羅山外集」六(国立公文書館内閣文庫蔵。東京大学史料編纂所『大日本史料』二二―二四所収)による。

(13) 本阿弥琳雅「本阿弥家留帳(其の一)」(『刀の研究』八―八、南人社、一九二二年)に翻刻が掲載されている。

(14) 尾張家本「駿府御分物御道具帳」(徳川美術館蔵〔記録・古文書1〕の奥付による。徳川義宣「徳川家康の遺産」(徳川美術館編『家康の遺産―駿府御分物―」、徳川美術館、一九九二年)参照。

(15) 水戸家本「駿府御分物御道具帳」の奥書による(前掲註(9) 徳川論文参照)。この受け取りの後、頼房は元和三年四月に駿府から江戸へ居を移している。

なお、頼宣分の駿府御分物の受け取り時期は現段階では未詳だが、駿府在住であった頼房が元和二年中に受領していることからすれば、駿府城主の頼宣も同時期と考えるのが自然である。

(16) 辻本直男『図説 刀剣名物帳』(雄山閣出版、一九七〇年)にて正本・副本の二系統に言及されており、福永醉剣「本阿弥家の人々」(中原信夫、二〇〇九年)、川見典久「享保名物帳」の意義と八代將軍徳川吉宗による刀剣調査(『黒川古文化研究所紀要 古文化研究』一五、二〇一六年)、酒井元樹「いわゆる『享保名物帳』に関する一考察 島根・和鋼博物館保管『名物扣』影印・翻刻」(『東京国立博物館紀要』五六、二〇二二年)などにおいても系統や成立背景が論じられている。

(17) 例えば『名物扣』(島根・和鋼博物館保管)や『名物帳』(愛知・西尾市岩瀬文庫蔵)などが挙げられる。

(18) 例えば『名物集』、『名物帳』(いずれも東京国立博物館蔵)などが挙げられる。ただし、命名については諸本で異同があり、前者は南泉という僧がこの刀で猫を斬ったとする。後者はこの刀で猫を斬ったことがありとし、僧・南泉の猫を斬った故事を併記している。

(19) 前掲註(16) 福永著書、同川見論文、同酒井論文参照。

江戸時代中期における「南泉一文字」の位置付けについて

(20) 本間薫山「本阿弥光瑳名物刀記」(『刀剣美術』二三六、日本美術刀剣保存協会一九七六年)に翻刻が掲載されている。

(21) 現存するこの時期の尾張家の道具帳とは、具体的には「元和七年西七月八日御腰物御脇指請取払方帳」、「寛永十八年慶安四卯年迄 御道具払帳」(いずれも徳川美術館蔵〔武器古帳21、26〕を指す。前者は元和七年七月八日から寛永十五年(一六三八)六月二十八日まで使用された帳面で、刀剣の受け入れ(「請取」部)と、献上などによる外部への払い出し(「払方」部)の記録からなる。後者は、寛永十八年九月二日から義直の遺産分け後にあたる慶安四年(一六五二)三月二十七日までの、外部への払い出し記録で、三年分間が開くが前者の「払方」部の後継にあたる。「南泉一文字」はいずれにも記録されていない。

(22) 「元和七年西七月八日御腰物御脇指請取払方帳」の「払方」部に次のとおり記事がある。

・御賀丸久国

「御分物之内」〔是ハ、(元和九年)亥、二月十三日、(秀忠による)御成之時御進上被成候」

・会津正宗

「大御所様へ御進上被成候」〔是ハ、(元和九年)閏八月二十四日、(名古屋)なこやにて御上ヶ被成候」

成候」

・大左文字

「同」日」〔(寛永二年一月廿六日)將軍様家光へ御成之時御上ヶ被成候」

・金森正宗

「同」日」〔(寛永二年一月廿六日)將軍様家光へ御成之時御上ヶ被成候」

・清水藤四郎

「御分物之内」〔(元和九年)右、(秀忠)同、(名古屋)断」

・浮田志津

「相国様」刃、十月九日御下向之時、(名古屋)なこやにて御進上被成候」

(23) 佐野美術館・徳川美術館・富山県水墨美術館・根津美術館編『名物刀剣―宝物の日本刀―』(佐野美術館・徳川美術館・富山県水墨美術館・根津美術館、二〇一一年)。

(24) 佐藤豊三「小サ刀考」(『金鯢叢書』三五、徳川黎明会、二〇〇九年)。

- (25) 拙稿「文政年間における刀剣蔵帳の分類・編成について」(前掲註(1))『徳川美術館所蔵 刀剣・刀装具』・同「尾張徳川家伝来の刀剣と道具帳」(石川県立歴史博物館編『徳川美術館展 尾張徳川家の至宝』、『徳川美術館展 尾張徳川家の至宝』金沢展実行委員会、二〇二一年)にて詳述した。

- (26) 前掲註(25)拙稿「尾張徳川家伝来の刀剣と道具帳」参照。

- (27) 書付の翻刻を左に記す。

此帳面之御腰物并御小道具ニ墨点掛

藍色ニ而其詔書記候分者、石三郎左、松東五、

岩左門方見分之上、夫々ニ仕分ケ申候、尤年月

其詔等一々其所ニ記候而ハ還而難見分候付、

右藍色ニ而書付候分此般仕分ケ之印也、

延享二年丑十二月 大道寺新右衛門

小尾善左衛門

- (28) ただし、「南泉一文字」と同様、この時期の記録は他になく詳細は不明である。

なお各種道具帳により、「吉見左文字」は光友及び十四代慶勝の指料とわかる。

「鳥養国俊」については、代付から同一とみられる二字国俊が光友の指料として記録されている。「松浦信国」は明治三年に義宜の指料になっている。

- (29) 「銘鏡」は、刀の目利きに必要な刀工名の目録や作風の解説に加え、尾張で活躍した刀剣研師・竹屋家歴代の略歴が記された史料で、この竹屋家略歴部分に、「南泉一文字」を延享三年に研いだことが記されている。

(六代竹屋九右衛門条)

(前略)延享三丙寅年、南泉一文字御脇指御研相勤、御褒美金式百疋頂戴、御鐔御さひ取扱仰付数多出精仕付、金三百疋為御褒美被下置、御腰物御調有之、御用人衆石黒三郎左衛門様御取扱、金式百疋為御褒美被下置、

(七代竹屋九右衛門条)

(前略)延享三丙寅年正月、南泉一文字御用御研上、道由一所ニ罷出相勤申候、

(後略)

- (30) 「銘鏡」には「南泉一文字」のほかに宗勝の時期の刀剣手入れの記録はないことから、この手入れには特別な理由があったと察せられる。しかしながら、具体的にどのような手入れが施されたのかはわからず、宗勝が「南泉一文字」を指料にしようとしたのか、儀式で用いようとしたのか、といった具体的な活用法を想定することは難しい。引き続き、今後の検討課題としたい。

- (31) 前掲註(2)拙稿参照。

- (32) 該当部分の翻刻を左に記す。

(前略)

一、南泉一文字御脇指之事

是も御由緒重ク御大切ニ

思召候御道具之由ニ候へ共、私

御側ニ居申候節ハ

泰心院様御部屋之内ハ

御指料ニ御譲、御少サ刀ニ

御用ヒ被成候由ハ承候得共、

御部屋と相停候事故、

終ニ手取致拝見候儀、後迄

無御座、御小道具如何様ニ

御座候歟も不存、下之申

伝も不承候、右御脇指ハ

いつの事ニ而候歟、身を抜き

取扱候節猫来リ候処、不思議ニ

自然と切レ候付、南泉和尚

猫を被切候依故事ニ其名

附候、銘剣之由承候迄ニ而

委敷儀ハ曾不存候、

(後略)

- (33) 前掲註(2)拙稿参照。

- (34) 「光徳刀絵図(三矢本・埋忠本)」および「豊臣家御腰物帳」に「物吉貞宗」

とみなされる刀剣が記載されている。豊臣家伝来の品であることについては前掲註(1)『名物―由緒正しき宝物』における筆者による作品解説にて述べている。

(35) 前掲註(4)近藤・吉川著書参照。

(36) 前掲註(2)拙稿参照。

(37) 「南泉一文字」附属品については、前掲註(1)『名物―由緒正しき宝物』における筆者による各作品解説にも述べている。

(38) 前掲註(24)佐藤氏論文参照。佐藤氏は、「慶安四年御腰物帳」の「南泉一文字」の項目にある「小刻鞘七所拵、御目貫并無赤銅紋丸木橋作乗真ノ由、御小刀柄同断作程乗」を「梨子地刻小サ刀拵」と同定するとともに、附属する三所物を尾張家で名物とされてきた「丸木橋図三所物」(徳川美術館蔵)と推定された。しかし「丸木橋図三所物」は、「石河家伝書」(名古屋市蓬左文庫複写本『金工後藤家と尾張徳川家の名品』、Y七五六一一五蓬左)では并は拵乗作、小刀柄は宗乗作と記され、また現在では全て拵乗作とされているため、「南泉一文字」附属品とみなすには更なる検証が必要である。「石河家伝書」については徳川美術館学芸部芸員・板谷寿美氏よりご教示いただいた。

なお、「金襴包刀拵」は「文政元帳」・「明治元帳」・「従三位様 御帶御腰物御拵判帳」より、義宜が慶應四年正月に「南泉一文字」を指料とした後、明治二年三月に「短刀 朱銘 左安吉」(徳川美術館蔵)を指料とした前後の時期に、大小一對の拵として製作されたと推定される。

(39) 「玉置卜之書状」よれば、市正は「盲亀浮木図小柄」についても問い合わせを受けていたようで、次のようにある。

(前略)

一、右一文字之御拵尤透と不存候内、

瑞竜院様御指料御脇指

御小柄之内、拵乗作と哉覧旨

亀ノ浮木之彫リ殊之外古ク、素人

目ニハ見事ニも不見、色絵之

様子も委敷覚不申候得共、

江戸時代中期における「南泉一文字」の位置付けについて

御由緒之御道具之由、御大切ニ御用ヒ被成候御小柄有之候、右一文字ニ附候御由緒之御道具ニ候ハ、一文字と一所ニ可被進所、御小柄計有之儀、別之離レ物ニ候哉難計御座候、御書付之趣ニ台イ候様成御小柄を覚候ニ付、私共不存、已前瑞竜院様御脇指ニ而御指被遊其節ハ盲亀浮木之御小柄を被附候得共、

泰心院様御少サ刀ニ御譲之

御様子ニ候故、其節三所物等ニ御改被進御小柄離レ物ニ成候故

残り候儀ニも候哉、右一文字

瑞竜院様御指被遊候節

御脇指ニ候哉、御少サ刀ニ候哉、

夫迄ハ不承置、最初ハ

泰心院様御少サ刀と計覚

居申候事御座候、御書付之面

御小柄之模様右残り候御小柄と

合イ候様ニ被存候故、同様ニ聞へ候

名物ニツ可有之儀も不審ニ

被存、若御吟味之為ニ茂と

存候ニ付、乍無覚束記之候、

(後略)

市正は、「南泉一文字」は市正が光友に仕えていた頃には既に綱誠へ譲られており、小サ刀として用いられていたことは承知しているが、管轄外なので手に取ることは終になく、刀装具については知らず、下々の言い伝えも承知して

いないと述べている。また、光友指料の脇指の小柄のうちに「盲亀浮木図小柄」らしき品があり、殊のほか古く、由緒ある道具として光友が大切に用いていたことを記している。そして、光友がどのように用いていたかは承知していないと念を押した上で、「盲亀浮木図小柄」は光友の「南泉一文字」の脇指に附属していたが、綱誠へ小サ刀として譲った際に三所物に付け替えられて不要となり、光友の手元に残されたのだろうかと推察している。

「盲亀浮木図小柄」に関する市正の推察について、「南泉一文字」が綱誠に譲られた際の記録「御腰物御脇指帳 元帳 中将様御道具 慶安五辰八月日」を確認してみよう。

磨上無銘

一、南泉一文字御少サ刀 代不知 御拵有 大殿様令

御少サ刀拵二通、御目貫并御小刀柄赤銅、紋金俱利伽羅龍

御目貫并御小刀柄惣赤銅、紋桐

御脇指拵一通、御目貫赤銅色絵、雨龍

是ハ寛文十二年子ノ三月廿五日被為進候

この時、「南泉一文字」には小サ刀拵二腰と、脇指拵一腰が附属していた。小サ刀にはいずれも通例どおり三所物が附属しているが、脇指には目貫のみが附属しており小柄の記載はない。市正の指摘は概ね的を射ているとみられ、脇

指の小柄は外された状態で継承された可能性が高い。

(40) 「刀剣名物記(西尾市岩瀬文庫本)」は通常の名物帳と異なり、尾張家所縁の品については、当時既に他家に所在した品であっても、尾張家の過去の道具帳なども踏まえた情報を書き込まれている(前掲註(16) 酒井論文参照)。「南泉一文字」の注記には「此鐔ニカ、ル御鐔、鉄ハツレ、雪ニ釵形御腕貫穴アリ、世ニ謂名物残雪ト云御鐔、名物三枚ノ鐔ハ残雪曙八橋ナリ」とある。「南泉一文字」の拵から取り外された鐔として記される「雪輪・四方剣鉄鐔 銘 残雪」はもちろん、「無地鉄鐔 号 あけぼの」(徳川美術館蔵)も江戸時代の尾張家中で名物鐔三枚の一枚とみなされていたことが窺える。ただし後者については、これまで「南泉一文字」附属品とされてきたものの一概にそのようには読み取れず、附属品とみなせるか否かについては更なる検討を要する。

〔附記〕

本稿執筆にあたり、刀剣博物館学芸部長・石井彰氏、同学芸部博物館事業課主任・荒川史人氏、西尾市岩瀬文庫・青木真美氏、同・鈴木都氏には、史料調査にご協力賜りました。また、玉章文化財研究所代表・村瀬貴則氏には「南泉一文字記」の翻刻・解釈にご協力賜りました。ここに記して感謝申し上げます。本稿は、メトロポリタン東洋美術研究センター研究助成の成果の一部です。

(徳川美術館 学藝員)

金鯨叢書 第五十一輯〔年一回刊行〕

——史学美術史論文集——

令和六年三月三十日 編集
令和六年三月三十日 印刷・発行

編集者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
徳川義崇海

発行者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
公益財団法人 徳川黎明会
電話(3950) 〇一一一番(代)

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
徳川林政史研究所
電話(3950) 〇一一七番(代)

〒461-0023 名古屋市東区徳川町一〇一七
徳川美術館
電話(935) 六二六二番(代)

印刷所

〒605-0089 京都市東山区元町三五五
株式会社 思文閣出版
電話(533) 六八六〇番(代)